

議案第27号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月5日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合は、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(保険料率)

第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 40,200円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 60,300円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 60,300円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 72,360円

(保険料率)

第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 33,600円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円
- (5) 次のいずれかに該当する者 84,000円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

- (6) 次のいずれかに該当する者 100,800円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者  
80,400円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者  
96,480円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者  
104,520円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者  
120,600円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者  
136,680円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(7) 前各号のいずれにも該当しない者  
117,600円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から

第38条第1項第1号から第8号までのい  
ずれかに規定する者として月割りにより  
算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

(新予防給付の施行期日)

第7条 略

(地域における医療及び介護の総合的な確  
保を推進するための関係法律の整備等に関  
する法律附則第14条に規定する介護予防・  
日常生活支援総合事業等に関する経過措  
置)

第8条 地域における医療及び介護の総合  
的な確保を推進するための関係法律の整  
備等に関する法律(平成26年法律第83号)

第5条の規定による改正後の介護保険法

(以下「改正法」という。)第115条の45  
第1項に規定する介護予防・日常生活支  
援総合事業については、介護予防及び生  
活支援の体制整備の必要性に鑑み、その  
円滑な実施を図るため、平成27年4月1  
日から平成29年3月31日までの間は行わ  
ず、同年4月1日から行うものとする。

2 改正法第115条の45第2項第4号に規  
定する事業については、その円滑な実施  
を図るため、平成27年4月1日から平成  
30年3月31日までの間に行わず、同年4  
月1日から行うものとする。

3 改正法第115条の45第2項第5号に規  
定する事業については、その円滑な実施  
を図るため、平成27年4月1日から平成

第6号までのいずれかに規定する者とし  
て月割りにより算定した保険料の額の合  
算額とする。

4 略

附 則

(新予防給付の施行期日)

第7条 略

30年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

4 改正法第115条の45第2項第6号に規定する事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。